

(証券コード 7725)

2023年8月3日

株 主 各 位

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

株式会社インターアクション

代表取締役社長 木 地 伸 雄

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】<https://www.inter-action.co.jp>

（トップページ上部の「IR情報」→「株式情報」→「株主総会/株価情報」よりご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（当社名または証券コード7725を入力し検索→「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年8月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までにインターネット等により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月24日(木曜日)午前11時(受付開始:午前10時30分)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」(旧「横浜国際ホテル」)
2階 「トリニティ」

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第31期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期(2022年6月1日から2023年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◆お土産について◆

ご出席いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。恐れ入りますが、予めご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項については、上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りする制度となりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大の予防対策として、会場スタッフ及び役員がマスク着用等の対策をさせていただく場合がございます。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

2023年8月23日（水曜日）
午後5時完了分まで

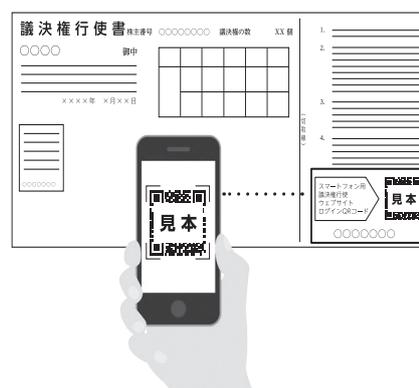
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

1

議決権行使書用紙右下に記載のQRコード
を読み取ってください。

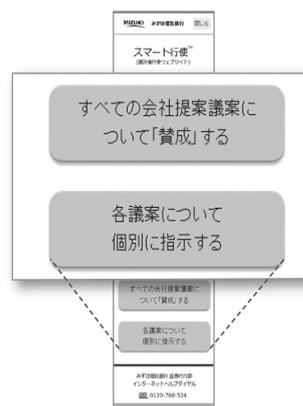
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2

以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

「スマート行使」の議決権行使は 1 回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数で
すがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に
記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力
してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

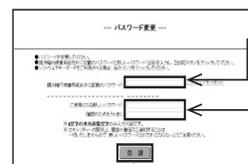
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

〈添付書類〉

事業報告

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

通期における当社グループの業績は、前期と比較して増収増益となりました。

売上高が増加した理由は、全セグメントにおいて製品の販売が好調に推移したためであります。

営業利益が増加した理由は、主にIoT関連事業セグメント及びインダストリー4.0推進事業セグメントにおいて、収益性の高い製品の販売が好調に推移したためであります。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は6,856百万円（前期の売上高6,017百万円に比し、14.0%の増加）、売上高の増加等により売上総利益は3,326百万円（前期の売上総利益2,736百万円に比し、21.6%の増加）となりました。また、営業利益は1,448百万円（前期の営業利益1,130百万円に比し、28.2%の増加）、経常利益は1,503百万円（前期の経常利益1,196百万円に比し、25.6%の増加）、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は981百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益761百万円に比し、28.9%の増加）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

(IoT関連事業)

通期における当セグメントの外部顧客に対する売上高は4,300百万円（前期の売上高3,904百万円に比し、10.1%の増加）、セグメント利益は2,167百万円（前期のセグメント利益1,865百万円に比し、16.2%の増加）となりました。これは、海外顧客向け検査用光源装置の販売が好調に推移したためであります。

(環境エネルギー事業)

通期における当セグメントの外部顧客に対する売上高は760百万円（前期の売上高665百万円に比し、14.2%の増加）、セグメント損失は17百万円（前期のセグメント損失は0百万円）となりました。これは、製品単価の高い乾燥脱臭装置本体及

び排ガス処理装置本体の販売が好調に推移したものの、部材価格の高騰やスポット的に収益性の低い案件が発生した影響等により、収益性が低調に推移したためであります。

(インダストリー4.0推進事業)

通期における当セグメントの外部顧客に対する売上高は1,796百万円（前期の売上高1,447百万円に比し、24.1%の増加）、セグメント利益は135百万円（前期のセグメント損失は1百万円）となりました。これは、精密除振装置及び歯車試験機の販売が好調に推移したためであります。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金による資金調達は実施していません。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は141百万円となりました。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2019年6月1日から 2020年5月31日まで)	第 29 期 (2020年6月1日から 2021年5月31日まで)	第 30 期 (2021年6月1日から 2022年5月31日まで)	第 31 期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	7,083,426	6,627,997	6,017,220	6,856,988
経 常 利 益 (千円)	1,545,523	1,748,718	1,196,754	1,503,580
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,004,623	1,159,290	761,106	981,113
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	91円94銭	105円61銭	69円58銭	90円12銭
総 資 産 (千円)	10,005,615	11,564,522	11,533,308	12,610,159
純 資 産 (千円)	7,872,968	9,038,001	9,340,890	10,132,299

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しておりますが、連結計算書類に与える影響はありません。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 28 期 (2019年6月1日から 2020年5月31日まで)	第 29 期 (2020年6月1日から 2021年5月31日まで)	第 30 期 (2021年6月1日から 2022年5月31日まで)	第 31 期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
売 上 高 (千円)	4,832,770	4,574,419	3,969,367	4,363,902
経 常 利 益 (千円)	1,648,089	1,818,262	1,205,978	1,467,108
当 期 純 利 益 (千円)	1,121,409	1,263,172	807,439	1,001,747
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	102円63銭	115円08銭	73円81銭	92円02銭
総 資 産 (千円)	8,956,790	10,402,978	10,243,268	11,100,431
純 資 産 (千円)	7,718,455	8,961,503	9,293,080	10,106,616

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しておりますが、計算書類に与える影響はありません。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的に成長し続けていくために、サプライチェーンの混乱に起因する部材不足等への対応や、不透明な社会情勢の緩和を見据えた研究開発及び技術革新による新規事業の創出に努め、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

(1) 技術開発体制の強化

当社グループが属している市場は、技術的最先端市場であります。当社グループが今後も競争優位を発揮し、高収益性を維持するためには、時代の先を行く、技術開発体制構築が不可欠であります。また技術開発には粘り強い実験が不可欠であり、課題に対する答えを自分で探すことができる人材採用を重要視しております。

(2) クライアントニーズへの迅速な対応

当社グループでは、製品技術力だけでなく、創業以来のモットーである「クライアントファースト」を合言葉としたきめ細かな対応サポートも競争力維持には不可欠であると認識しております。グループ従業員に対しては、常日頃「クライアントファースト」を徹底するよう指導し、お客様の心のヒダをつかむ事業展開を行ってまいります。

(3) 原価低減と生産効率の向上

製造メーカーにとって高品質を維持しながらの原価低減並びに生産の効率化は永遠のテーマであります。当社グループでは、この課題に取り組むため、より一層の生産性の向上及び製造体制の構築に努めてまいります。

(4) サプライチェーンの混乱による部材不足等への対策

製造業において問題となっている部材不足について、当社グループでは先行手配を実施することで部材の確保及び大幅な原価の高騰等を抑えております。当社グループの製品において納期遅延が発生しないよう、引き続き製品を安定して供給可能な体制の維持に注力してまいります。

(5) 新規事業の創出

現在、当社グループにおける売上高の約6割はイメージセンサ用の検査関連装置となっており、イメージセンサ市場への依存度が高い状況となっております。

今後当社グループが継続して安定的に成長し続けるためには、既存事業の強化と共に、新たな収益の柱となる新規事業の創出が複数必要であると考えております。積極的な市場調査を行いながら、当社グループが新たな価値を創造できる事業を模索してまいります。

6. 主要な事業内容（2023年5月31日現在）

当社グループの事業は、「IoT関連事業」「環境エネルギー事業」及び「インダストリー4.0推進事業」の3つを報告セグメントとしております。各事業の内容は以下のとおりであります。

(1)IoT関連事業

撮像半導体（CCD及びCMOSイメージセンサ）の製造工程における検査用光源装置等の開発・製造・販売を行っております。

(2)環境エネルギー事業

輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等の開発・製造・販売を行っております。

(3)インダストリー4.0推進事業

精密除振装置等の開発・製造・販売、歯車の製造に欠かせない接触型検査装置の開発・製造・販売、業務システムの開発支援、オラソニックブランドによるオーディオ製品の販売、FA画像処理関連装置の開発・製造・販売、並びにレーザー加工機の開発・製造・販売を行っております。

セグメント	主 要 製 品
I o T 関 連 事 業	CCD及びCMOSイメージセンサ向け検査用光源装置、瞳モジュール等
環 境 エ ネ ル ギ ー 事 業	輪転印刷機向け乾燥脱臭装置、排ガス処理装置等
インダストリー4.0推進事業	精密除振装置、歯車試験機、FA画像処理装置、レーザー加工機等

7. 主要な営業所及び工場（2023年5月31日現在）

(1) 当社

本 社 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番地

山下町オフィス 神奈川県横浜市中区山下町2番地

熊本事業所 熊本県合志市福原1番地36

長崎開発センター 長崎県長崎市出島町1番43号

（注）2023年4月1日付で、長崎開発センターを開設いたしました。

(2) 子会社

西安朝陽光伏科技有限公司	Room:1502, NO, 34Keji Road, TowerB, OujinGarden Gaoxin District Xi'an Shaanxi China
株式会社エア・ガシズ・テクノス	東京都台東区台東四丁目27番5号
明立精機株式会社	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番25号
MEIRITZ KOREA CO., LTD	459 Banwol-dong, Hwaseong-si, Gyeonggi-do, Korea
陝西明立精密設備有限公司	Shaaxi Province Xixian new area, Jinghe new city, Yongle town, Nan liu village, Jing gan four street
株式会社東京テクニカル	神奈川県横浜市中区山下町2番地
Taiwan Tokyo Technical Instruments Corp.	No. 498, BANNAN RD., ZHONGHE DIST., NEW TAIPEI CITY, TAIWAN(R.O.C.)
TOKYO TECHNICAL INSTRUMENTS (SHANGHAI) CO., LTD	Room 357, Floor 3, Nujiangbei Road No.399, Putuo District, Shanghai, China
株式会社ラステック	埼玉県ふじみ野市西二丁目1番25号

8. 企業集団の従業員の状況 (2023年5月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末 比増減(名)
I o T 関連事業	34 (26)	△3 (△5)
環境エネルギー事業	19 (3)	2 (1)
インダストリー4.0推進事業	61 (19)	1 (1)
全社(共通)	12 (7)	— (1)
合計	126 (55)	— (△2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、アルバイト、契約社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

9. 主要な借入先の状況（2023年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策金融公庫	282,144千円
株式会社三井住友銀行	210,730千円
株式会社三菱UFJ銀行	170,000千円

10. 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
西安朝陽光伏科技 有 限 公 司	60,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株式会社エア・ ガシズ・テクノス	50,000千円	100.00%	環境エネルギー事業
明立精機株式会社	30,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
MEIRITZ KOREA C O . , L T D	100,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
陝西明立精密設備 有 限 公 司	2,000千元	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
株 式 会 社 東京テクニカル	10,000千円	100.00%	インダストリー4.0 推進事業
Taiwan Tokyo T e c h n i c a l I n s t r u m e n t s C o r p .	7,200千台湾ドル	100.00%	インダストリー4.0 推進事業

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでおります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 当社の株式に関する事項（2023年5月31日現在）

1. 発行可能株式総数 25,400,000株
2. 発行済株式の総数 11,510,200株（うち自己株式518,379株）
3. 株主数 9,231名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,538,200	13.99
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	747,600	6.80
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	713,100	6.49
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	467,700	4.25
栗 村 昌 昭	223,500	2.03
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	154,128	1.40
木 地 伸 雄	153,824	1.40
楽 天 証 券 株 式 会 社	118,300	1.08
木 地 英 雄	115,100	1.05
B N Y M S A N V R E G C L B R E J P R D L M G C	108,515	0.99

(注) 当社は自己株式518,379株（信託が保有する当社株式154,128株を除く。）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	25,200株	2名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「IV 3. 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の取得

① 2023年4月11日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- ・取得した株式の数 71,800株
- ・取得価額の総額 99,910千円
- ・取得期間 2023年4月12日～2023年4月14日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

Ⅲ 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

IV 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役 会長	木 地 英 雄		
代表取締役 社長	木 地 伸 雄		西安朝陽光伏科技有限公司董事長 株式会社エア・ガイズ・テクノス代表取締役会長兼社長 明立精機株式会社代表取締役社長 株式会社東京テクニカル代表取締役社長 株式会社ラステック取締役
取締役 (社外取締役)	金 木 宏 之		リビン・テクノロジー株式会社 取締役 経営企画部長
取締役 (社外取締役)	織 田 友 理 子		特定非営利活動法人PADM代表 一般社団法人Wheelog代表理事 特定非営利活動法人ウィーログ代表理事
取締役 (社外取締役)	宍 戸 英 樹		
常勤監査役 (社外監査役)	高 橋 周 平		
監 査 役	戸 原 素		
監 査 役 (社外監査役)	田 代 芳 英	税理士	田代芳英税理士事務所 所長 田代芳英行政書士事務所 所長
監 査 役 (社外監査役)	山 崎 哲 央	弁護士	東京北辰法律事務所 代表 一般社団法人ネクサス 代表理事 株式会社アイホー 社外監査役 学校法人海城学園 監事 特定非営利活動法人知のアトリエ 監事

- (注) 1. 監査役田代芳英氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 田中茂氏は2022年6月30日をもって取締役を辞任いたしました。
3. 社外取締役金木宏之氏、織田友理子氏、宍戸英樹氏及び社外監査役高橋周平氏、田代芳英氏、山崎哲央氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員であります。

4. 当事業年度中の会社役員を担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
金 木 宏 之	リビン・テクノロジー株式会社 取締役管理本部長	リビン・テクノロジー株式会社 取締役経営企画部長	2023年1月17日
織 田 友 理 子	—	特定非営利活動法人 ウィーログ代表理事	2023年3月9日
山 崎 哲 央	—	特定非営利活動法人 知のアトリエ 監事	2022年9月22日
	一般社団法人 ネクサス代表理事	—	2023年5月31日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役並びに管理職又は監督者の地位にある従業員などであり、その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			現金報酬 (賞与)	株式報酬 (株式給付信託)	
取 締 役	320,881	119,180	56,000	145,701	6
(うち社外取締役)	(7,880)	(7,880)	(—)	(—)	(4)
監 査 役	9,640	9,640	—	—	4
(うち社外監査役)	(7,780)	(7,780)	(—)	(—)	(3)
合 計	330,522	128,820	56,000	145,701	10
(うち社外役員)	(15,660)	(15,660)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 上記報酬等の総額は、2022年6月1日から2023年5月31日までの期間に在籍していた役員が対象となります。
2. 当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額は167,000千円であります。
3. 上記株式報酬（株式給付信託）の総額には、株式給付信託制度に基づく金銭給付見込額が含まれております。

(2) 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬及び株式報酬としております。

これらの業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標は、各事業年度の担当事業における経常利益又は連結経常利益としております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの経営成績を適切に報酬額へ反映させることが可能であると判断したためであります。

現金報酬においては、上記業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として半年毎に年2回支給することとしております。

株式報酬は、当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式給付信託制度による自社株式等の給付としております。給付される株式数等は役員株式給付規程に従い、上記業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて付与されるポイントに基づき決定し、年1回、役員株式給付規程に定める時期に給付されます。

当事業年度においては、連結経常利益目標値2,224百万円に対し、実績は1,503百万円となりました。

(3) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(2) 業績連動報酬等に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2000年7月10日開催の臨時株主総会において、月額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、2019年8月23日開催の第27期定時株主総会において、上記取締役の報酬限度額とは別枠にて業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を決議いただいております。具体的には、当該制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、1事業年度当たり15万ポイント（当社株式の給付に際しては当社普通株式15万株に換算される。）とする旨、並びに、各対象期間（2021年5月末日で終了する事業年度経過後に開始する2事業年度ごとの期間をいう。）に関しては、当該制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための株式取得資金として合理的と判断する金額の資金を当該制度にかかる信託に拠出する旨等を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。

監査役の報酬限度額は、2000年7月10日開催の臨時株主総会において、月額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、各取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

当社は、下記の「取締役報酬の基本方針」に基づいた考え方及び手続きに則って取締役報酬の構成及び水準を決定する。なお、社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式報酬は支給しない。

<取締役報酬の基本方針>

- ・ 優秀な経営陣の確保に資するものであること
- ・ 中長期的な業績の向上と企業価値の増大へ貢献意識を高めるものであること
- ・ 会社の業績と連動性が高いものであること
- ・ 株主との利益意識の共有する経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ・ 取締役のチャレンジ精神を促すものであること

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の月例の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、能力、在任年数に応じて、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための現金報酬及び株式報酬とする。
現金報酬は、各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として半年毎に年2回支給する。
株式報酬は株式給付信託制度による自社株式等の給付とする。本制度では当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して信託を通じて給付される。
給付される株式数は、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び各事業年度の担当事業における経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて付与されるポイントに基づき決定し、年1回、役員株式給付規程に定める時期に給付される。
- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業績連動報酬について、経常利益または連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて変動させるものとし、各取締役の職責や担当分野の業績が反映されるよう配分することで、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合が、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切なものとなるようにすることを方針とする。
- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に意見を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を十分に考慮した上で決定する。
なお、個人別の基本報酬及び賞与の決定についての上記委任は、定時株主総会後に行う取締役会において一年ごとに決議することとする。
- ⑥ その他の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
当社では任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下にその諮問機関として設置する。当該委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等を決定するに当たっての当該委員会の意見を審議し、取締役会に対して答申を行う。
また、当該委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。

⑦ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会が指名・報酬諮問委員会へ諮問し、同委員会の答申を得て、当該答申の内容を十分に考慮した上で、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役が各取締役の報酬を決定していることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長木地伸雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当分野について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に意見を諮問し答申を得ております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	金 木 宏 之	リビン・テクノロジーズ株式会社 取締役 経営企画部長
社外取締役	織 田 友理子	特定非営利活動法人P A D M代表 一般社団法人W h e e L o g代表理事 特定非営利活動法人ウィーログ代表理事
社外取締役	宍 戸 英 樹	
社外監査役	高 橋 周 平	
社外監査役	田 代 芳 英	田代芳英税理士事務所 所長 田代芳英行政書士事務所 所長
社外監査役	山 崎 哲 央	東京北辰法律事務所代表 一般社団法人ネクサス代表理事 株式会社アイホー社外監査役 学校法人海城学園 監事 特定非営利活動法人知のアトリエ 監事

- (注) 1. 社外監査役 山崎哲央氏は、東京北辰法律事務所代表であります。当社は東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は当該事務所及び当社それぞれの売上高に対して2%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。
2. その他の各法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員 of 主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会 出席回数	主な活動状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	金木宏之	取締役会 13回/13回	金融機関での財務及びガバナンスに関する豊富な経験や見識に加え、上場企業の経営企画部門を指揮・統括されている経験に基づき、主に財務状況や業績の進捗に関する議題を中心に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	織田友理子	取締役会 13回/13回	難病を抱えながらも積極的な社会活動を行っている経験及び見識に基づき、主に人材や多様性に関する議題を中心として社会情勢等を踏まえた発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	宍戸英樹	取締役会 11回/13回	国際的な視点や医学を通じた豊富な経験及び見識に基づき、主に新規事業に関する議題を中心に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬諮問委員会委員を務めており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	高橋周平	取締役会 13回/13回 監査役会 12回/12回	豊富な国際経験及び常勤監査役としての知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
	田代芳英	取締役会 13回/13回 監査役会 12回/12回	税理士としての専門的な知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。
	山崎哲央	取締役会 13回/13回 監査役会 12回/12回	弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等に有用な発言を適宜行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

誠栄有限責任監査法人

(注)誠栄監査法人は、監査法人の種類の変更により、2023年4月1日付で誠栄有限責任監査法人となっております。

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 22百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠等を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等の額について同意しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI 会社の体制及び方針

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1. 会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制について

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。
- ② 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。
- ③ また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
- ④ 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。
- ⑤ 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。
- ⑥ また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程に従い取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。
- ② 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書（電磁的記録を含む。）の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- ③ 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

- ① 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。
- ② リスクの全社的対応は経営企画室経営企画グループが行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。

- ③ 有事においては、「経営危機管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部がこれにあたります。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従って行っています。
 - ② また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。
- (5) 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営企画室経営企画グループとしています。
 - ② 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。
 - ③ 経営企画室長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。
 - ④ 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。
 - ⑤ なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。
 - ⑥ また、経営企画室長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

2. 会社法施行規則第100条第3項の各号に掲げる体制について

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。
- (3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役（以下「代表取締役等」という。）は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

- ② 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。
 - 1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3) 社内外の環境、安全、衛生及びP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
 - 4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
 - 5) その他、上記1)～4)に準じる事項
- (5) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職員の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるとしています。
- (7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外的透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。
 - ② 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
 - ③ また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

当事業年度における主な取組み

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

(2) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

(3) 内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,296,423	流動負債	1,880,193
現金及び預金	6,863,003	支払手形及び買掛金	454,887
受取手形	22,747	短期借入金	340,000
売掛金	825,942	1年内返済予定の長期借入金	63,936
電子記録債権	730,787	未払法人税等	306,275
営業投資有価証券	39,149	製品保証引当金	15,979
商品及び製品	137,205	役員株式給付引当金	167,000
仕掛品	1,791,333	その他	532,116
原材料及び貯蔵品	712,967	固定負債	597,666
その他	201,988	長期借入金	460,018
貸倒引当金	△28,702	株式給付引当金	9,362
固定資産	1,313,735	退職給付に係る負債	98,827
有形固定資産	641,556	資産除去債務	10,150
建物及び構築物	244,800	その他	19,308
機械装置及び運搬具	93,236		
土地	165,149	負債合計	2,477,859
その他	138,370		
無形固定資産	169,072	純資産の部	
のれん	137,039	株主資本	10,126,122
その他	32,032	資本金	1,760,299
投資その他の資産	503,106	資本剰余金	3,352,855
投資有価証券	130,430	利益剰余金	6,122,593
繰延税金資産	219,309	自己株式	△1,109,626
その他	166,385	その他の包括利益累計額	6,176
貸倒引当金	△13,018	為替換算調整勘定	6,176
資産合計	12,610,159	純資産合計	10,132,299
		負債純資産合計	12,610,159

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		6,856,988
売 上 原 価		3,530,366
売 上 総 利 益		3,326,622
販売費及び一般管理費		1,877,885
営 業 利 益		1,448,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,873	
貸与資産賃貸料	9,240	
為替差益	44,390	
雑収入	11,501	73,005
営業外費用		
支払利息	8,072	
貸与資産諸費用	7,397	
雑損	2,692	18,162
経 常 利 益		1,503,580
特別利益		
固定資産売却益	307	307
税金等調整前当期純利益		1,503,887
法人税、住民税及び事業税	521,019	
法人税等調整額	1,754	522,774
当 期 純 利 益		981,113
親会社株主に帰属する当期純利益		981,113

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計
2022年6月1日 残高	1,760,299	3,352,855	5,362,752	△1,142,686	9,333,221
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△221,272		△221,272
親会社株主に帰属する 当期純利益			981,113		981,113
自己株式の取得				△99,910	△99,910
信託による自己株式の譲渡				132,970	132,970
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	759,840	33,060	792,901
2023年5月31日 残高	1,760,299	3,352,855	6,122,593	△1,109,626	10,126,122

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	
2022年6月1日 残高	7,669	7,669	9,340,890
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△221,272
親会社株主に帰属する 当期純利益			981,113
自己株式の取得			△99,910
信託による自己株式の譲渡			132,970
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△1,492	△1,492	△1,492
連結会計年度中の変動額合計	△1,492	△1,492	791,408
2023年5月31日 残高	6,176	6,176	10,132,299

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,017,086	流動負債	812,902
現金及び預金	5,896,736	買掛金	130,897
受取手形	350	1年内返済予定の長期借入金	42,960
売掛金	509,883	リース債務	5,214
電子記録債権	672,926	未払金	149,876
営業投資有価証券	39,149	未払法人税等	299,360
仕掛品	1,420,904	前受金	3,205
原材料及び貯蔵品	356,688	預り金	13,541
前払費用	28,586	前受収益	847
その他	118,683	役員株式給付引当金	167,000
貸倒引当金	△26,822		
固定資産	2,083,345	固定負債	180,912
有形固定資産	418,398	長期借入金	150,850
建物	170,579	リース債務	9,899
機械装置	28,301	株式給付引当金	9,362
工具器具備品	81,500	退職給付引当金	7,300
土地	100,250	長期預り保証金	3,500
リース資産	13,764		
建設仮勘定	24,002		
無形固定資産	22,205		
のれん	18,129		
特許権	230	負債合計	993,815
ソフトウェア	3,612		
電話加入権	233	純資産の部	
投資その他の資産	1,642,740	株主資本	10,106,616
投資有価証券	10,000	資本金	1,760,299
関係会社株式	1,348,873	資本剰余金	3,376,821
出資金	1,010	資本準備金	1,760,299
長期前払費用	1,937	その他資本剰余金	1,616,522
繰延税金資産	184,438	利益剰余金	6,079,121
敷金	49,100	利益準備金	2,600
長期未収入金	5,433	その他利益剰余金	6,076,521
その他	47,379	繰越利益剰余金	6,076,521
貸倒引当金	△5,433	自己株式	△1,109,626
資産合計	11,100,431	純資産合計	10,106,616
		負債純資産合計	11,100,431

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		4,363,902
売 上 原 価		1,720,307
売 上 総 利 益		2,643,594
販売費及び一般管理費		1,308,672
営 業 利 益		1,334,922
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,367	
貸 与 資 産 賃 貸 料	9,240	
為 替 差 益	47,353	
経 営 指 導 料	12,000	
業 務 受 託 収 入	20,189	
雑 収 入	6,038	147,190
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,038	
社 債 利 息	5	
支 払 保 証 料	8	
貸 与 資 産 諸 費 用	7,550	
雑 損 失	2,400	15,003
経 常 利 益		1,467,108
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	227	227
税 引 前 当 期 純 利 益		1,467,336
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	475,612	
法 人 税 等 調 整 額	△10,024	465,588
当 期 純 利 益		1,001,747

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年6月1日)
(至 2023年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 計	利益剰余金 計
2022年6月1日残高	1,760,299	1,760,299	1,616,522	3,376,821	2,600	5,296,045	5,298,645
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△221,272	△221,272
当期純利益						1,001,747	1,001,747
自己株式の取得							
信託による自己株式の譲渡							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	780,475	780,475
2023年5月31日残高	1,760,299	1,760,299	1,616,522	3,376,821	2,600	6,076,521	6,079,121

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
2022年6月1日残高	△1,142,686	9,293,080	9,293,080
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△221,272	△221,272
当期純利益		1,001,747	1,001,747
自己株式の取得	△99,910	△99,910	△99,910
信託による自己株式の譲渡	132,970	132,970	132,970
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			—
事業年度中の変動額合計	33,060	813,535	813,535
2023年5月31日残高	△1,109,626	10,106,616	10,106,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年7月20日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人
東京都千代田区
指定有限責任社員 公認会計士 船野智輝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターアクションの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インターアクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年7月12日の取締役会にて、第三者割当により自己株式を処分することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計

算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年7月20日

株式会社インターアクション
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 船野智輝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターアクションの2022年6月1日から2023年5月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年7月12日の取締役会にて、第三者割当により自己株式を処分することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる

企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役の間で意見交換するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月26日

株式会社インターアクション 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高橋 周平 ㊟

監査役 戸原 素 ㊟

監査役(社外監査役) 田代 芳英 ㊟

監査役(社外監査役) 山崎 哲央 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 274,795,525円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年8月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

当社は、取締役候補者を決定するに際し、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮することとしております。また、全ての取締役候補者は指名・報酬諮問委員会に諮った後、社外取締役及び社外監査役の参加する取締役会にて決定しております。

取締役会は、当社の各事業に精通した社内取締役と事業経営や経済、もしくはESG経営や各種専門分野に精通した独立社外取締役で構成し、業務執行取締役に対する実効性の高い監督を実現できる体制を構築しております。なお、当社定款において、取締役の員数は10名以内と定めております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	き じ ひで お 木 地 英 雄 (1952年12月1日)	1992年6月 当社設立 代表取締役社長 2006年8月 当社代表取締役会長兼CEO 2008年6月 当社代表取締役社長 2018年9月 当社代表取締役会長兼社長 2020年6月 当社代表取締役会長(現任)	115,100 株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>木地英雄氏は当社を設立してから長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。開発技術者としての知見も兼ね備えており、国内及び海外顧客との交渉にも携わってきた実績、能力、経験と企業経営者としての豊かな経験とともに、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任するものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	き じ の ぶ お 木 地 伸 雄 (1982年5月28日)	2006年4月 当社入社 2008年6月 当社取締役 2013年6月 当社専務取締役 2015年8月 当社代表取締役専務 2015年9月 西安朝陽光伏科技有限公司 董事 長 (現任) 2017年3月 明立精機株式会社 代表取締役社 長 (現任) 2017年8月 当社代表取締役副社長 2017年9月 株式会社東京テクニカル 代表取 締役社長 (現任) 2020年5月 株式会社ラステック 取締役 (現 任) 2020年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2022年4月 株式会社エア・ガシズ・テクノス 代表取締役会長兼社長 (現任) (重要な兼職の状況) 西安朝陽光伏科技有限公司 董事長 株式会社エア・ガシズ・テクノス 代表取締役 会長兼社長 明立精機株式会社 代表取締役社長 株式会社東京テクニカル 代表取締役社長 株式会社ラステック 取締役	153,824 株
[取締役候補者とした理由] 木地伸雄氏は長年管理部門を指揮・統括し、事業戦略の立案・推進に貢献して おります。また、過去には中国の子会社に駐在し、直接指揮を執った国際経 験を有しております。さらには2008年6月から取締役を務めており、当社事業 についての豊富な経験・実績とともに、経営全般に関する幅広い知見と見識を 有していることから、引き続き取締役として選任するものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	かね き ひろ ゆき 金木宏之 (1973年7月15日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1998年2月 JPモルガン銀行入行 2000年10月 プライスウォーターハウスクーパ ースコンサルタント株式会社入社 2006年4月 日興コーディアル証券株式会社入 社 2017年8月 当社社外取締役(現任) 2018年1月 株式会社LIFULL senior入社 管理 部長 2018年8月 エクスコムグローバル株式会 社社外取締役 2020年12月 リビン・テクノロジーズ株式会 社入社 管理部長 2021年12月 同社 取締役管理本部長 2023年1月 同社 取締役経営企画部長(現 任) (重要な兼職の状況) リビン・テクノロジーズ株式会社 取締役経営 企画部長	一株
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>金木宏之氏は、上場企業の取締役として経営企画部門の指揮・統括をされており、会社経営の経験を有しております。また、金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務及びガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、経営の監督及び監査を適切に実行することが期待できるため、引き続き社外取締役として選任するものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	<p style="text-align: center;">おだ ゆり こ 織田友理子 (1980年4月26日)</p> <p style="text-align: center;">社外</p>	<p>2003年3月 有限会社You&Me 入社 2008年4月 遠位型ミオパチー患者会（現 特定 非営利活動法人PADM） 発足 2015年4月 特定非営利活動法人PADM 代表（現 任） 2015年10月 TREAT-NMD Executive Committee 患者組織代表 2018年8月 一般社団法人WheeLog 代表理事 （現任） 2019年4月 総務省 地域情報化アドバイザー （現任） 2020年8月 当社社外取締役（現任） 2021年6月 社会福祉法人小田原福祉会 評議員 （現任） 2023年2月 第14期東京都福祉のまちづくり推進 協議会 委員（現任） 2023年3月 特定非営利活動法人ウィーログ 代表理事（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 特定非営利活動法人PADM 代表 一般社団法人WheeLog 代表理事 特定非営利活動法人ウィーログ 代表理事</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 織田友理子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、3つの法人の代表を務めております。難病患者として新薬開発制度の問題に、重度障害者の車椅子利用者としてバリアフリーの推進に取り組むなど、積極的な社会活動を行っております。これらの活動は国の省庁から表彰を受ける他、海外団体からも助成を受けるなど、国内外で高く評価されております。 同氏の女性としての視点や幅広い経験から、ESGや持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みなどについても幅広い監督と助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任するものであります。</p>			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
5	しし ど ひで き 宍 戸 英 樹 (1983年6月24日) <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div>	2010年4月 創価大学工学部 助教 2012年2月 Oregon Health and Science University (米国) 医学部 博士研究員 2016年8月 Cystic Fibrosis Foundation (米国) 上級博士研究員 2019年2月 同社 Scientist 2020年8月 当社社外取締役(現任) 2021年10月 Generate Biomedicines (米国) Senior Scientist (研究主幹) 2023年3月 同社 Senior Scientist II (研究主幹II) (現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>宍戸英樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国にてバイオ医薬品を開発する企業に所属しており、医学に精通しております。国際的な視点や医学といった新たな分野の知見を通して、今後の事業展開への幅広い助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任するものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金木宏之氏、織田友理子氏、宍戸英樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。再任された場合は、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
4. 金木宏之氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 織田友理子氏、宍戸英樹氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項を設定)。なお、各候補者が取締役に再任された場合には、各候補者は引き続き被保険者となる予定であります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役戸原素氏、田代芳英氏、及び山崎哲央氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	戸原素 (1962年2月8日)	1986年4月 株式会社ゴルフダイジェスト社入社 1992年11月 明立精機株式会社入社 2000年11月 同社 代表取締役社長 2014年10月 同社 顧問 2015年8月 当社常勤監査役 2020年9月 当社監査役(現任)	一株
〔監査役候補者とした理由〕 戸原素氏は、明立精機株式会社において長年代表取締役社長を務めた経歴を持ち、豊富な経験・実績とともに、経営全般に関する幅広い知見と見識を、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。			
2	田代芳英 (1978年6月26日) 社外	2003年10月 奥山寛樹税理士事務所入所 2006年11月 関野滋税理士事務所入所 2011年9月 田代芳英税理士事務所開設 同事務所 所長(現任) 2012年9月 田代芳英行政書士事務所開設 同事務所 所長(現任) 2015年8月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 田代芳英税理士事務所 所長 田代芳英行政書士事務所 所長	一株
〔社外監査役候補者とした理由〕 田代芳英氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、田代芳英税理士事務所及び田代芳英行政書士事務所を開設し、所長を務めております。また、税理士の資格を持ち、税務の専門家として豊富な経験と幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	やま ざき のり お 山 崎 哲 央 (1972年4月18日) 社外	1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 虎門中央法律事務所 入所 2005年4月 虎門中央法律事務所 パートナー 2007年1月 株式会社ジョイコシステムズ 社外監査役 2007年8月 株式会社シニアライフクリエ イト 社外監査役 2010年11月 一般社団法人ネクサス 代表 理事 2011年8月 株式会社アイホー 社外監査 役(現任) 2017年2月 当社社外監査役(現任) 2017年4月 東京北辰法律事務所開設 同事務所代表(現任) 2017年4月 学校法人海城学園 監事(現 任) 2022年9月 特定非営利活動法人知のアト リエ 監事(現任) (重要な兼職の状況) 東京北辰法律事務所 代表 株式会社アイホー 社外監査役 学校法人海城学園 監事 特定非営利活動法人知のアトリエ 監事	一株
〔社外監査役候補者とした理由〕 山崎哲央氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、東京北辰法律事務所を開設し、代表を務めております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として独立した客観的な立場から適切な判断を行い、監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。			

- (注) 1. 当社は、山崎哲央氏が代表を務める東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は当該事務所及び当社それぞれの売上高に対して2%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 社外は社外監査役候補者であります。
3. 山崎哲央氏は2023年5月31日をもって一般社団法人ネクサス代表理事を退任

いたしました。

4. 当社は、田代芳英氏、山崎哲央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 田代芳英氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年になります。
6. 山崎哲央氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年6か月になります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項を設定）。なお、各候補者が監査役に再任された場合には、各候補者は引き続き被保険者となる予定であります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本総会後の取締役会の構成

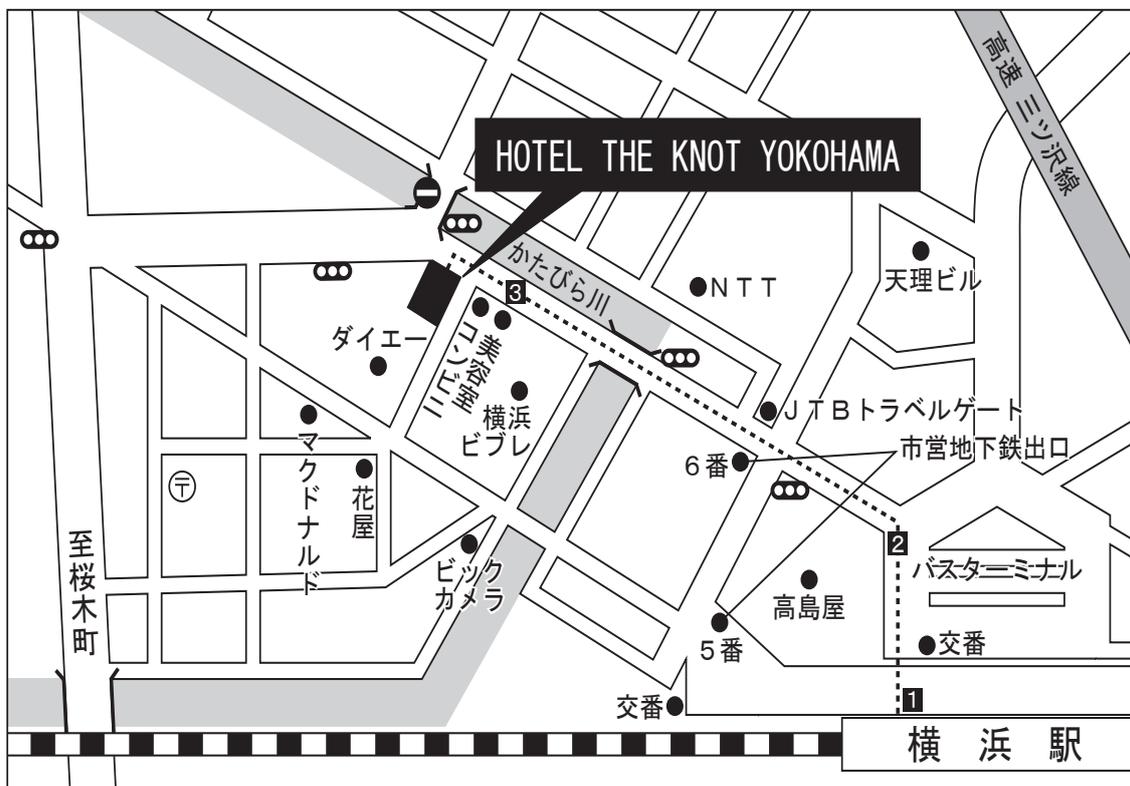
各取締役及び各監査役に期待される分野は次のとおりであります。

氏名	役職	専門性と経験					
		企業経営	事業戦略 業界知識	金融 財務 会計	法務・ コンプラ イアンス	ESG	国際性 多様性
木地英雄	代表取締役 会長	●	●				●
木地伸雄	代表取締役 社長	●	●				●
金木宏之	社外取締役	●		●		●	
織田友理子	社外取締役					●	●
宍戸英樹	社外取締役		●				●
高橋周平	社外 常勤監査役				●		●
戸原素	監査役	●	●				
田代芳英	社外監査役			●			
山崎哲央	社外監査役				●		

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番28号
「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」（旧「横浜国際ホテル」） 2階 「トリニティ」



◆交通ご案内

J R、東急東横線、市営地下鉄、京浜急行、相鉄線、みなとみらい線
横浜駅西口より徒歩5分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。